



島原市教育大綱

令和2年3月

長崎県島原市

1 策定の趣旨

平成27年4月施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」により、各地方公共団体の長は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じて、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。

島原市におきましても法改正の趣旨を踏まえ、平成28年3月に「島原市教育大綱」を策定し“とことん子育てにやさしい教育のまち島原”の実現に向けて取り組んできました。

現行大綱の対象期間が令和元年度末をもって終了することから、近年の社会情勢の変化や教育を取り巻く社会の動向等を踏まえ、島原市の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、島原市総合教育会議での協議結果を踏まえ、新たに第2期の「島原市教育大綱」を策定するものです。

2 位置付け

本大綱は、国及び長崎県の教育行政の動向、社会環境の変化、多様化する市民ニーズなどを勘案した上で、島原市の将来都市像を定める「第7次島原市市勢振興計画」に基づき、島原市の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する分野の指針として位置付けます。

また、具体的な施策や事務事業については、「島原市教育振興基本計画」において展開することとします。

3 対象期間

令和2年度（2020年度）から令和5年度（2023年度）までの4年間とします。

4 目標

1 確かな学力を身に付けた、心豊かでたくましく生きる子どもの育成

(1) 学力向上対策の充実

確かな学力を身に付けるとともに、グローバル化や情報化が急速に進む現代社会において、主体的に課題を解決し、能力を生かして自ら活躍の場を切り拓くことのできる人材の育成に努めます。

(2) 地域と連携した豊かな心の育成

あいさつ運動や地域行事等の活動を通して郷土愛を育み、積極的に学校を地域に開き、地域ぐるみで子どもたちの健全育成を図ります。

また、幼児・園児を含む就学前教育についても、福祉・医療の関係機関及び幼・保・小との連携を軸とした教育に取り組みます。

さらに、いじめ・不登校・虐待問題については、医療機関等と連携し、行政・学校・専門機関が一体となり、相談業務の充実を図りながら未然防止を念頭に早期発見・早期解決に努めます。

(3) 国際化、情報化に対応した人材の育成

小・中学校における外国語教育のさらなる充実を図るため、授業における ALT の有効活用や、自分の考えをしっかりと表現できるようなコミュニケーション能力を有する人材の育成に努めます。

また、情報化社会を生き抜くために必要な資質、能力を培うための取組を進めます。

(4) 健やかな体の育成

食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けることができるよう食育を推進するとともに、就学前から小・中学校まで連続したフッ化洗口事業の普及啓発を通して虫歯予防に取り組み、口腔の健康に努めます。

2 豊かな心と郷土愛を育む、強い絆で結ばれた地域づくり

(1) 子どもから大人まで自由に学び合える学習体制の充実

公民館を拠点として、いつでもどこでも誰でも学ぶことができ、学習で得た成果を地域に還元できる体制づくりに努めます。

社会教育関係団体の育成を図り、地域に根ざした活動の活性化を通して、会員の個性と能力を伸ばし、生きる力と豊かな人間性の形成に努めます。

(2) 子どもを健やかに育てる家庭・地域の育成

子どもの生きる力の基礎となる家庭教育を支援し、学校・家庭・地域の役割を再認識させ、地域全体で子どもたちを育む活動の推進に努めます。

子どもたちの体験活動の充実のために、地域の人材を活用した安全で安心して活動ができる居場所づくりを通して、地域ぐるみで見守り育てていく気運づくりに努めます。

(3) 歴史文化遺産の保護活用と伝統文化の継承による郷土愛の醸成

市民共有の財産である歴史文化遺産の保護並びに積極的な活用を図り、郷土に伝わる歴史・伝統文化を伝承するとともに、学び継承することができる機会を拡充し、ふるさと島原への誇りと愛着をもつ心の育成に努めます。

3 スポーツを通じた人づくり・地域づくり

(1) ライフステージに応じた生涯スポーツの充実

子どもから高齢者までスポーツの絆を広げるため、総合型スポーツクラブの充実、また、市民だれもがいつでも、どこでも気軽にスポーツに親しむことができるようニーズに応じたスポーツ活動の提供・充実に努めます。

(2) 夢を育むジュニアスポーツの充実

「夢の教室」や「小中学生派遣事業」を通して、将来に向かって「夢・憧れ・志」を持つことの大切さを学ぶ機会を提供することで、ジュニアスポーツの活性化に努めます。

(3) スポーツを活用した地域活性化

ラグビーワールドカップ日本大会の公認キャンプ地、東京2020オリンピックレスリング競技やパラリンピックドイツ陸上競技の事前キャンプ地として世界的に認められた充実したスポーツ施設を有効活用して、国内外のトップレベルのスポーツ大会や各種スポーツ競技の合宿等を誘致することにより「国際観光スポーツ交流都市」としての位置付けを確かなものにし交流人口の拡大と地域の活性化に努めます。

4 教育・スポーツ政策推進に向けた基盤整備の推進

(1) 安全で快適な教育・スポーツ施設の整備

公共施設等総合管理計画（個別施設計画）を基にした長寿命化改修によりトータルコストの低減を図りつつ、施設の耐久性を高め、建物の機能や性能を現代の社会的要請に応じたものへと整備を進めます。

(2) 時代ニーズに即した質の高い環境の整備

空調設備やトイレなどの住環境設備を時代ニーズに応じた、快適で安心して利用できるものへと整備を進めます。

また、情報活用能力の育成、スキル定着を図るため学校 ICT 環境の整備充実を進めるとともに、効果的教育を実現するため教員の指導力向上を図ります。

(3) 誰もが安心して学ぶためのセーフティネットの構築

準要保護世帯に対する就学支援制度や経済的理由により修学が困難な者に奨学金を貸し付ける「貸付型奨学金」、市内への帰郷・定住を目的とした償還免除型の「もどってこんね奨学金」などの施策により、誰もが安心して修学するための学びのセーフティネット制度の推進を図ります。

本大綱は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき定めるものであり今後は、本大綱の目的に沿って島原市民全員の教育力を結集し「将来を担う人材と豊かな心を育むまちづくり」の実現に向け全力で取り組みます。

なお、対象期間の中途において内容を見直す必要が生じた際には、教育委員会と協議の上見直すことができるものとします。

令和2年3月25日

島原市長 古川 隆三郎